

築上町省エネ家電製品買換え促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、省エネ家電製品へ買換えする町民に対し、築上町省エネ家電製品買換え促進補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、省エネ家電製品への買換えを促進し、家庭の電気代とエネルギー消費量の削減につなげるとともに、町民の環境意識を変えるきっかけにすることを目的とする。

(補助対象設備)

第2条 補助対象となる家電製品とは、一定以上の省エネ性能を有したエアコンまたはエコキュート(以下「対象家電」という。)であり、次にあげるものとする。

(1) エアコン

日本産業規格 JIS C 9612 : 2013に基づく目標年度2027年度 省エネルギー基準達成率が74%以上、APF (通年エネルギー消費効率)=4.5 であり空気清浄機能付きであるもの

または日本産業規格 JIS C 9612 : 2005 に基づく目標年度2010年度 省エネルギー基準達成率が100%以上、APF (通年エネルギー消費効率)=4.5 であり空気清浄機能付きであるもの

(2) エコキュート

日本産業規格JIS C 9220の評価に基づく性能表示があり、省エネ性能の高いもの

(3) その他エアコン及びエコキュートに共通

ア 新品(未使用)であるもの

イ メーカー製品保証があるもの

ウ 家庭用機器であるもの

エ 告示日から令和 6年 3月 15日までに購入及び設置したもの

オ エアコンは、家電リサイクル処理をすること

カ エアコンは、税込み5万円以上の費用のかかるもの

(本体費、設置工事費、送料、対象家電を設置するために必要な機器費(室外機、配管等)を含む。以下「補助対象経費」という。)

エコキュートは、税込み10万円以上の費用のかかるもの

(本体費、設置工事費、送料、対象家電を設置するために必要な機器費(給湯設備、配管等)を含む。以下「補助対象経費」という。)

キ 各世帯1台限り。買換えに限る。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次号のいずれにも該当する個人とする。

(1) 築上町の住民基本台帳に記載されている者

(2) 納期の到来している町税を完納している者

(3) 自らが居住する町内の住宅の既存のエアコン、給湯設備を新品(未使用)の省エネ家電製品(エアコン、エコキュート)に交換するために、町内もしくは京築管内の店舗において購入し、設置する者

(4) 本人又は本人と同一世帯で生活する者がこの補助金の交付決定を受けていない者

2 ただし防衛省の防音工事対象区域内の居住の方で、防音工事に伴ったエアコンは補助対象外とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条第3号に規定する省エネ家電製品の購入(消費税及び地方消費税の額を含む。)に要した費用の合計額に応じて、次の各号の規定する額の範囲内で補助を行う。(省エネ家電製品の設置に要する費用も含む。)

(1) エアコン買換え(補助金は、以下の条件によるどちらかの低い金額とする。)

6～30畳タイプ(冷房能力 2.2KW ～ 10.0KW)

補助対象経費×補助率1/3(千円未満切捨)もしくは 5万円以下

- (2) エコキュート買換え(補助金は、以下の条件によるどちらかの低い金額とする。)
- | | |
|----------|----------------------------------|
| 370 ℓタイプ | 補助対象経費×補助率1/3(千円未満切捨)もしくは 10万円以下 |
| 460 ℓタイプ | 補助対象経費×補助率1/3(千円未満切捨)もしくは 10万円以下 |
| 550 ℓタイプ | 補助対象経費×補助率1/3(千円未満切捨)もしくは 10万円以下 |
- 2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、築上町省エネ家電買換え促進補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、これを町長に提出しなければならない。

- (1) 省エネ家電製品を購入した際の領収書等の写し(型式等の機種を特定できる記載があるものに限る)
- (2) 省エネ家電製品の形状、規格、構造及び省エネ基準達成率100%以上の製品であることが確認できるカタログの写し又は仕様書等の写し
- (3) メーカーが発行した省エネ家電製品の保証書の写し
- (4) エアコンにあっては、特定家庭用機器廃棄物管理票(リサイクル券)の写し
- (5) 省エネ家電(エアコン・エコキュート)にあっては、買換え前後の機器の配置状況が分かる写真
- (6) 申請者の町税等の滞納がないことを証明する「滞納のない証明書」(税務課発行)
- (7) 申請者の振込指定口座通帳の写し
- (8) 防衛省防音工事対象区域にお住まいの省エネ家電(エアコン)の買換え申請者必要書類 「防衛省等への問い合わせに関する同意書」
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは築上町省エネ家電買換え促進補助金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により、不交付を決定したときは築上町省エネ家電買換え促進補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 町長は、前条の規定により交付金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。なお築上町省エネ家電買換え促進補助金請求書(様式第4号)で請求する。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、第6条の規定により補助金の交付を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれにかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) この要綱の規定に違反したとき。
- 2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、築上町省エネ家電買換え促進補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により交付決定者に通知する。

(補助金の返還)

第9条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずることができる。

- 2 交付決定者は、前項の規定による築上町省エネ家電買換え促進補助金返還通知書兼返還請求書(様式第6号)により返還命令を受けたときは、期限内に当該補助金を町長に返還しなければならない。

(状況報告)

第10条 町長は、省エネ家電製品の購入を行った交付決定者に対して、交付申請年度の翌年度から3年間、調査等の必要な協力を求めることができる。

(財産の処分制限)

第11条 交付決定者は、交付申請年度の翌年度から起算して、エアコンにあつては6年以内、エコキュートにあつては10年以内に補助金を受けて購入した省エネ家電製品を補助金の交付の目的に反した使用、販売、譲渡、交換及び貸し付けを行ってはならない。

(協力の要請)

第12条 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、町が実施する省エネルギー及び節電に関する調査への協力を求めることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5年 8月 28日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条、第9条、第10条、第11条及び第12条の規定については、この要綱の失効後も、その効力を有する。